

**「公共施設マネジメント方針」における
総量抑制の目標数値の設定について（検討素案）**

目標数値設定の参考となる指標について(資料1)

投資的経費に関する試算(資料2)

本市の目標数値（案）について(資料3)

今後の取り組みの方向性について(資料4)

目標数値設定の参考となる指標について

1 政令市平均レベル

全国 19 の政令市と比較した場合、本市の公共施設の総延床面積は、第 7 位と平均レベルだが、人口 1 人当たりの面積では、約 5.0 m²と政令市の中で最大であり政令市平均の人口 1 人当たり約 3.3 m²と比べると、約 1.5 倍となっている。

仮に、この人口一人当たり面積の政令市平均レベルを目標とする場合、現在の保有量を **約 34%** 削減する必要がある。

2 中間答申の指摘に基づく試算

本年 2 月に市に提出した中間答申では、施設分類ごとに本市の現状と課題を整理し、今後の公共施設マネジメント方針策定に当たっての視点を示した。このうち、主要な施設については、今後の総量抑制のための具体的な方向性について指摘を行ったところである。

中間答申の指摘内容を参考に、主要な施設について、個別の事情は考慮せず、他の政令市に比べて過大な施設については、政令市平均並みの水準に合わせる等、単純な仮の試算を行ったところ、以下のとおり、現在の保有量から **約 20%** の削減に相当する結果となった。

【中間答申の指摘をベースにした仮の試算】

施設分類	試算内容	試算結果
市営住宅	仮に、世帯数の将来予測に応じた保有量と比較した場合	約 539 千 m ²
学校等 (小・中学校)	仮に、過小規模校を統合した場合	約 147 千 m ²
市民・企業 利用施設	仮に、中間答申で指摘された施設について、政令市平均値を超える規模を集計した場合	約 102 千 m ² +
合 計		約 789 千 m ² +

$$789 \text{ 千 m}^2 + / \text{ 約 } 4,726 \text{ 千 m}^2 \text{ (普通会計分の全体延床面積)} = 16.7\% +$$

投資的経費に関する試算

1 基本的な考え方

総量抑制の目標数値の設定にあたっては、本市の投資的経費の状況を踏まえ、今後もインフラも含めた公共施設の維持管理に必要な財源を確保し、将来にわたり安定的な財政運営を行っていくことができるかという視点が極めて重要である。

本市の場合、公共施設の保有量が他の政令市に比べて過大であり、将来の財政負担を考えると、大胆な削減が不可欠な状況であるが、中間答申でも指摘したように、財源の確保は公共施設の保有量の削減だけでなく、道路や橋りょうなどのインフラを含めた「長寿命化の推進」や「新規投資の抑制」と組み合わせて取り組んでいくべきである。

2 将来の財源確保に向けた試算

本市の公共施設、道路、橋りょうについて、現在と同等の保有量を今後も維持しようとした場合、総務省モデルに基づいて試算すると、今後40年間で約1兆6,889億円、年平均で約422億円の経費が必要となる。これに、毎年度、平成25年度と同規模の新規投資を行うと仮定すると、「今後必要となる投資的経費」は、年間758億円と試算される。

一方、本市の平成25年度当初予算の投資的経費額は、約595億円となっており、この水準の予算額を今後も確保できると仮定した場合、年間で約163億円の財源が不足することとなる。

この不足する財源の確保にあたり、公共施設の保有量を「約20%削減」すると仮定して、インフラを含めた予防保全・長寿命化の推進、新規投資の抑制の3つの手法による削減効果を試算したところ、以下のとおりの結果となった。

【今後の財源確保のための試算】

公共施設の総量抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・約52億円/年

公共施設の総保有量の20%を建替えないものとして、総務省モデルの40年で試算した結果、年間平均で約52億円の効果が見込まれる。

公共施設・インフラの予防保全・長寿命化・・・・・・・・ケース 約92億円/年

・・・・・・・・ケース 約69億円/年

総務省モデルで算定した更新コストには、予防保全や長寿命化の効果は見込んでいないため、本市が現段階で計画している公共施設・インフラの予防保全や長寿命化に取り組むと試算した結果、次の効果が見込まれる。

ケース : 総務省モデルに合わせて当初40年だけを切り出した場合、年間平均で約92億円の効果

ケース : 公共施設について当初40年だけを切り出すのではなく、施設のLCCから算出した場合、年間平均で約69億円の効果

公共施設・インフラの新規投資の抑制・・・・・・・・・・ケース 約19億円/年
・・・・・・・・・・ケース 約42億円/年

公共施設の総量抑制及び公共施設・インフラの予防保全・長寿命化を行った上で、平成25年度当初予算の投資的経費と比較して、なおも不足する額。

(合計 約163億円/年)

3 試算結果に関する留意点

上記の試算結果については、従来の行政の発想から厳しく感じられるかも知れないが、さらに厳しく想定すべき、以下のような要素があることも考慮すべきである。

試算の前提として、今後も平成25年度当初予算並みの投資的経費約595億円が確保されると仮定しているが、今後の少子高齢化や国の政策の変更等を考慮すると、中期的には減少する可能性もあること。

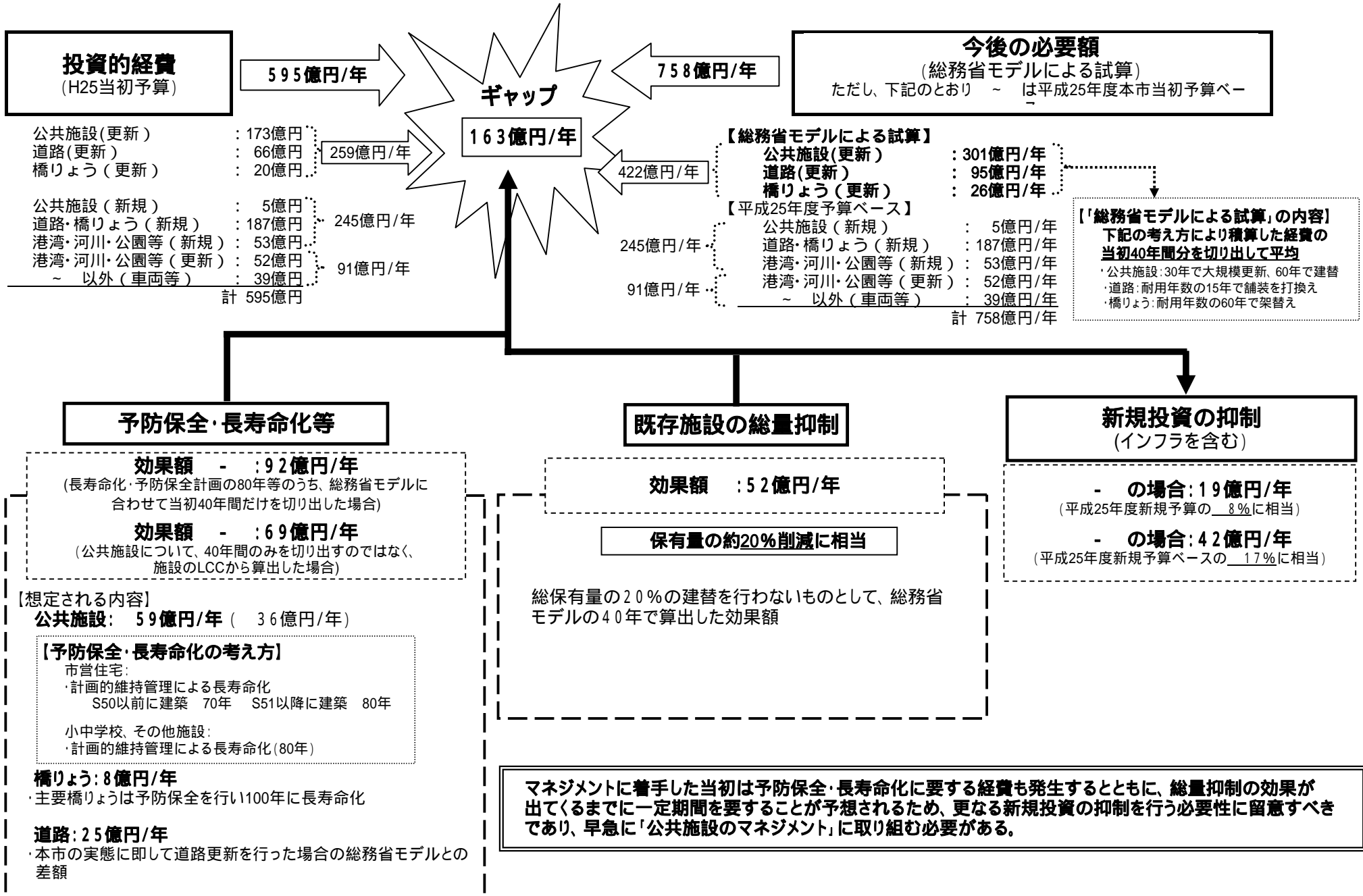
公共施設・インフラの長寿命化は、更新時期を遅らせることによって中期的な必要額を圧縮する効果があるが、いずれ将来的には更新コストが必要になってくること。

また、新設や更新によって公共施設を保有し続ける場合、財政状況に関わらず、継続的に維持管理費用が必要となってくること。

上記の試算は、普通会計で整備された公共施設等を対象に行っているが、実際の財政運営では、公共施設等を保有する一部の企業会計・特別会計に対しても、普通会計からの繰り出しが行われていること。

こうしたことを考慮すると、上記の試算で仮定した公共施設保有量の「20%削減」という数値は、さらなる格段の努力の前提となる最低限の水準であると言える。

平成25年度投資的経費と総務省モデルとの比較



本市の目標数値（案）について

本市の総量抑制のための目標数値は、現在の公共施設の保有量から、最低でも「今後40年間で、**20%～34%**削減」を設定すべきである。

なお、目標数値を設定した際には、できるだけ速やかに、その目標を達成するための具体的な実行計画を策定すべきである。

【参考：公共施設の保有量削減に取り組んでいる政令市一覧】

自治体名	1人当たり保有量 (順位)	取り組み計画等の名称	削減の数値 目標の有無
さいたま市	約 2.1 m ² (19 位)	さいたま市公共施設マネジメント計画	40 年間で 15%
相模原市	約 2.3 m ² (18 位)	公共施設の保全・利活用基本指針	30 年間で 20%
横浜市	約 2.3 m ² (17 位)	横浜市公共施設の保全・利活用基本方針	-
川崎市	約 2.5 m ² (16 位)	かわさき資産マネジメントプラン	-
堺市	約 2.5 m ² (15 位)	堺市財産活用指針	-
浜松市	約 3.3 m ² (7 位)	浜松市資産経営推進方針	-
福岡市	約 3.6 m ² (5 位)	福岡市アセットマネジメント基本方針	-
名古屋市	約 4.4 m ² (4 位)	名古屋市アセットマネジメント推進プラン	10 年間で 10%
神戸市	約 4.7 m ² (3 位)	神戸市ファシリティマネジメントの推進	30 年間で 10%
大阪市	約 4.7 m ² (2 位)	大阪市ファシリティマネジメント	-
北九州市	約 5.0 m ² (1 位)		40 年間で 20～34%

今後の取り組みの方向性

今後の取り組みの方向性については、すでに中間答申で示したとおりである。

このうち、総量抑制の取り組みに関する記述については以下のとおりである。

(1) 共通の原則

- ・ 公共施設と公共サービスを分けて考え、施設に頼らなくても、よりよい公共サービスが実現できないかという視点に立つこと
- ・ 施設の整備・更新に当たっては、縦割りを排し、施設の多機能化、複合化等を進めることにより、効果的かつ効率的な施設運営、あるいは余剰地の売却等による資産活用を図ること
- ・ 更新だけでなく、日常の運営・維持管理にも多くの予算が投入されている現状を踏まえ、事後保全から予防保全への転換、運営方法の見直し、適正な受益者負担など、効率的な運営・維持管理の視点に立つこと
- ・ すべて行政が自前で整備・保全・運営を行うのではなく、効果的かつ効率的な資産活用の観点から、積極的に民間活力の導入を図ること
- ・ 市民ニーズの変化等、外部要因に柔軟に対応できるよう、長期的なビジョンだけでなく、中期的な視点に立った計画も併せて検討すること

(2) 個別施設の方向性

市営住宅

- ・ 少なくとも、世帯数の減少予測等に合わせ、総量抑制の方向で検討すること
- ・ ハードを保有・提供するだけでなく、民間の余剰床等の活用等についても併せて検討すること
- ・ 住宅困窮世帯に更に焦点を絞るための施策の重点化など、市民の入居状況等を十分考慮しつつ、今後の市営住宅の維持更新のあり方を検討すること

学校等(小・中学校)

- ・ 小規模な学校が全市的に増加しているという現状を踏まえ、教育効果の向上と教育環境の整備を図る観点から、新たな基準を策定し、学校規模適正化を進めること
- ・ 学校規模適正化により発生する通学距離等の諸課題についても併せて検討すること
- ・ 学校規模適正化に伴い、その役割を終えた施設や土地は、他の公共施設の老朽化等による代替施設が必要な場合には、施設規模を拡大しない条件で再利用も検討すること。また、地域の実情等に配慮しつつ、民間への売却や賃貸による資産活用を積極的に進めること
- ・ 学校の余裕教室等については、学校運営に配慮しつつ、公共施設としての活用を検討すること
- ・ また、老朽化等に伴う学校施設の更新に際しては、教育環境の質的向上や安全・安心な施設環境の確保を図るとともに、地域コミュニティの拠点形成など、時代のニーズに対応した施設への転換が可能となるよう多機能化にも配慮すること

市民・企業利用施設

- ・ 「総量抑制」を前提として、本当に公共で担うべき機能かどうか、それを実現するための施設が必要かどうか、設置目的との整合性や他都市での事例（廃止・複合化等）も踏まえ、施設が現存することを前提とするのではなく、今、整備するとしたらどうするかという視点に立って今後の方向性を検討すること
- ・ 他都市と比較した結果、施設数や施設規模が過大である一方、利用状況が低い施設について、施設数、規模等を抑制することを検討すること

【対象となる施設例】

- ・ 男女共同参画施設（男女共同参画センター・勤労婦人センター）
- ・ 体育館 ・ 武道場（柔剣道場、弓道場） ・ 文化施設
- ・ 青少年の家 ・ 図書館

- ・ 本市の特徴として、旧五市合併の影響等により、旧市ごと、あるいは区ごとに設置されている施設が散見されることから、施設数、規模等を抑制することを検討すること

【施設の沿革等から、旧五市合併の影響が残っていると想定される例】

- ・ 生涯学習センター ・ 体育館 ・ 武道場（柔剣道場、弓道場）
- ・ 文化施設（市民会館） ・ 青少年の家 ・ 図書館

- ・ 設置目的は異なるが、機能・仕様が同様の施設については、利用状況を勘案しつつ、多用途・多目的での市民利用に供する施設としての位置づけや、運用面での工夫を行うなど、多機能化・複合化を検討すること（なお、その際には学校の活用を含め、検討を行うこと）

【機能・仕様が同様と判断される施設の例】

《会議室、和室、調理室等を共通して保有する施設》

- ・ 市民センター ・ 生涯学習センター ・ 勤労青少年ホーム
- ・ 男女共同参画施設（男女共同参画センター・勤労婦人センター）
- ・ 青少年の家（一部）

《体育館（室）機能を共通して保有する施設》

- ・ 体育館 ・ 勤労青少年ホーム ・ 勤労婦人センター
- ・ 青少年の家（一部）

その他の施設（庁舎等）

- ・ 民間活力の導入で行政自らが担う体制を見直すことにより、行政系施設の抑制を図ること（第一次答申）
- ・ 市の組織の見直しを進め、スリム化を図ること（第四次答申）
- ・ 自前の保有から、民間ストックを有効活用する視点に立つこと